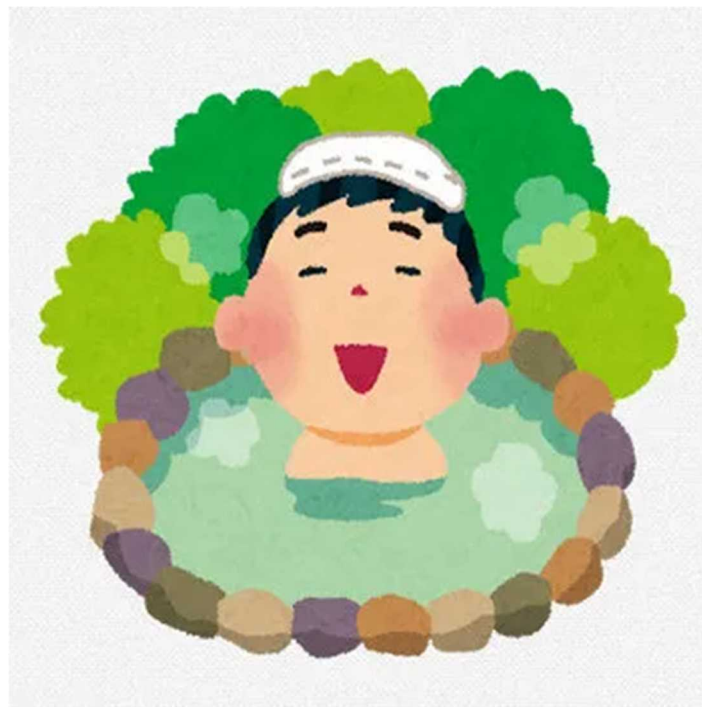


温泉掘削・増掘・動力装置の  
許可申請をお考えの方に (ver2)



令和6年4月1日

兵庫県保健医療部薬務課

# 目次

## I はじめに

- 1 温泉法の許可が不要な土地の掘削等 . . . . . 1
- 2 温泉法に基づく他目的掘削者に対する措置命令 . . . . . 2
- 3 他法令等による規制 . . . . . 2

## II 温泉掘削（土地掘削）許可

- 1 許可の対象 . . . . . 4
- 2 許可の単位 . . . . . 4
- 3 事前相談時の留意点 . . . . . 4
- 4 温泉掘削許可申請手数料 . . . . . 6
- 5 申請における留意点 . . . . . 8

## III 温泉増掘・動力装置許可

- 1 許可の対象 . . . . . 14
- 2 許可の単位 . . . . . 14
- 3 事前相談時の留意点 . . . . . 14
- 4 温泉増掘・動力装置許可申請手数料 . . . . . 14
- 5 申請における留意点 . . . . . 16

## IV 工事完了・工事廃止届

- 1 届出の対象 . . . . . 20
- 2 届出における留意点 . . . . . 22
- 3 源泉名の取扱いについて . . . . . 24

## I はじめに

この冊子は、「温泉を湧出させること」を目的として

- ・ 土地を掘削しようとするとき
- ・ 温泉の湧出路を増掘（湧出路の口径を拡張し、又は深度を増す）しようとするとき
- ・ 温泉の湧出量を増加させるために動力を設置しようとするとき

にお読みいただくものです。

### 1 温泉法の許可が不要な土地の掘削等

温泉を湧出させることを目的とした土地の掘削等については、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、以下「法」という。）に基づく許可が必要です。温泉を湧出させる目的かどうかの判断が困難な場合は、十分に健康福祉事務所又は県薬務課と協議してください。

なお、法第 3 条に基づく許可が不要な場合の代表的な掘削行為については、環境省のガイドライン（温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）令和 5 年 3 月改訂 p 47）において以下のとおり例示されています。

#### ○ 地熱発電関係の掘削行為

地熱発電所を建設するにあたっては、その調査段階から運転開始段階まで、各段階において掘削行為が行われる。また、地熱発電所運転開始後においても同様の掘削が行われることがある。このようななかで温泉法第 3 条の掘削許可が不要な掘削として下記のような掘削が考えられる。

- ・ 「地質・地熱構造調査のための掘削」
- ・ 「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削」
- ・ 「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」等

※ 地熱発電所設置に向けた調査段階に掘削された井戸を発電用等に供するための井戸として転用する場合（以下「転用」という。）があり得る。「温泉を湧出させる目的」を有していないのであれば、温泉法第 3 条の掘削許可申請は不要である。

ただし、あらかじめ掘削しようとする段階において、転用する意思がある場合は、「温泉を湧出させる目的」を有していると考えられるので温泉法第 3 条の掘削許可が必要となる（例：いわゆる地質調査のための井戸から噴気試験のための井戸や生産用の井戸へ転用する場合。）。

#### ○ その他の掘削行為について

地熱発電関係の掘削行為以外として、社会インフラの整備等に関する掘削行為が考えられる。具体的には下記のものとなる。

- ・ 「地下水採取を目的とした井戸の掘削」
- ・ 「ダム又はトンネル等の掘削」
- ・ 「ビル建設等に関する掘削」
- ・ 「鉱物又は土石類等採取の掘削」
- ・ 「地震観測のための井戸掘削」等

## 2 温泉法に基づく他目的掘削者に対する措置命令

温泉を湧出させる目的以外の目的での土地の掘削についても、温泉法で規制がかかる場合がありますので、ご注意ください。

### 温泉法

第 14 条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度または成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

## 3 他法令等による規制

温泉水を湧出させること以外の目的で地下水を採取する場合、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）により地下水の採取に関する規制がかかる場合があります。その他、条例により地下水の採取に規制をかけている場合もあります。そのため、関係部署での確認が必要です。

### (1) 阪神間における地下水の採取規制

#### ア 工業用水法

昭和 35 年に尼崎市全域が、昭和 37 年に西宮市の阪急電鉄神戸線以南の地域が、昭和 38 年に伊丹市全域が、「工業用水法」に基づく指定地域となっています。

#### イ 条例による地下水採取規制

尼崎市においては、昭和 48 年 11 月より「尼崎市民の環境を守る条例」の中で、「建築物用地下水の採取に関する規制」を定め、「ビル用水法」の対象となる地下水採取について、採取の届出、採取量の制限ができることとされています。

また、西宮市においては、「宮水基本条例」により地下水の採取について規制をかけています。

#### ウ 委員会における自主規制

伊丹市においては、昭和 43 年に地下水利用対策委員会（現伊丹市工業用水協議会）を設置し、昭和 44 年 5 月より、市内の総揚水量を 40,000 m<sup>3</sup>/日として、1 工場あたりの揚水量を決定し、自主規制しています。

### (2) 播磨地域における地下水の採取規制

#### ア 条例による地下水採取規制

三木市においては、「三木市環境保全条例」の中で、動力を用いる施設で揚水管の口径 50 mm 以上の揚水井戸について、地下水の採取規制を行っているほか、赤穂市においても、「赤穂市生活環境の保全に関する条例」の中で、工場などにおける地下水採取を対象に水量測定器の設置と揚水量の記録及び水質測定を義務づけています。また、明石市においても、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により、地下水の採取規制を行っています。

イ 協議会による自主規制

昭和43年4月、東播磨地区の5市2町（明石市、稲美町、播磨町の全域と神戸市、加古川市、高砂市、三木市の一部地域）の地下水利用者、国、県、市、町及び商工関係者により、「東播地域地下水利用対策協議会」が組織され、揚水井戸の新設を承認制として自主規制を行っています。

この地域での揚水井戸を計画されている方は、計画地の市・町の水道局又は水道事業所を通じて東播地域地下水利用対策協議会事務局へお尋ねください。

(3) 有馬地区における自主規制

有馬地区（神戸市北区有馬町及びその周辺）では、既存源泉の保護を目的として、温泉水及び地下水の採取を目的とするものだけでなく、土木工事や建築工事などを含めた工事全般について有馬温泉水源保護協議会において自主規制を行っています。

**有馬温泉水源保護協議会**

**神戸市北区有馬町790-3（有馬温泉観光協会内） 電話：078-904-3450**

## II 温泉掘削（土地掘削）許可

### 1 許可の対象

新たに温泉を湧出させることを目的として、土地を掘削しようとするとき。

温泉を湧出させる目的での土地の掘削については、法第3条に基づき許可が必要です。温泉を湧出させる目的かどうかの判断が困難な場合は、十分に健康福祉事務所又は県業務課と協議してください。

<根拠>

法第3条第1項

平成26年12月3日付  
環自総発第1412032号  
環境省自然環境局長通知

### 2 許可の単位

掘削井ごとに許可単位とすることを原則とします。

### 3 事前相談時の留意点

#### (1) 申請時期

提出された申請案件は、法第32条の規定に基づき、「兵庫県環境審議会温泉部会」（以下「温泉部会」という。）において調査・審議のうえ、知事が許可の可否を決定します。

温泉部会は、通例年2回（概ね8月及び2月）開催しており、これにより申請書の締切日をそれぞれ6月上旬と、12月上旬に設定しています。

また、次項で述べますが、申請予定地点の付近に既存源泉等が存在する場合、温泉影響調査を実施することを原則としていることから、調査に係る期間も勘案して申請時期を定める必要があります。

なお、本県では行政手続法（平成5年11月法律第88号）に基づき、許可の事務処理に係る標準処理期間を31日間（地方機関の受理から許可まで）と定めていますが、これには温泉部会での審議に要する期間を含んでおらず、例えば1月に申請書が提出された場合、次回の温泉部会開催が8月であるため、申請内容そのものに問題がなくても9月以降の許可となることにご留意ください。

#### (2) 既存源泉等への温泉影響調査について

温泉掘削、増掘・動力装置については、温泉法により規制されます。

温泉法は、「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与する」ことを目的としており、温泉を保護するとは、未だ採取されない温泉をも含み、温泉の枯渇、湧出量の減少、成分の変化、温度の低下等を防止することをいいます。

したがって、許可権者である知事は、科学的見地から判断して申請のあった温泉掘削等の工事により既存源泉等に影響を及ぼすおそれがある場合は、不許可処分もしくは掘削深度や口径等に条件を付しての許可処分を行うこともあります。

また、許可の後も、工事により既存源泉等への影響が明らかとなった場合等は、その許可を取り消し、原状を回復する命令を発する場合もあり得ます。

しかし、既存源泉等への影響を事前に予測することは極めて難しいため、掘削等の予定地の近隣に既存源泉等がある場合、工事を進めるうえで既存源泉等に影響が出ないように留意するとともに、影響があった場合は誠意を持って対処する必要があります。

このことから、本県では兵庫県温泉保護対策要綱（令和5年5月1日施行、以下「要綱」）

という。)及び温泉影響調査指針を定め、申請(予定)地点の付近に既存源泉等がある場合には温泉影響調査の実施を原則としています(要綱第4条及び第5条)。また、温泉影響調査の実施にあたっては兵庫県温泉影響調査指針(令和5年5月1日施行、以下「指針」という。)に従い実施していただきます。

※ 兵庫県のウェブサイト「温泉について」に要綱及び指針を掲載しています

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15\\_000000009.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15_000000009.html)

### (3) 温泉影響調査に係る県業務課との事前協議

#### ア 要綱第3条第1号に定める第1種地域(有馬地区、城崎地区、湯村地区)

第1種地域においては、申請予定地の近隣に既存源泉等がある場合、あらかじめ県業務課と事前協議のうえ温泉影響調査を行う範囲を定めることとしています(要綱第4条第2項第1号)。

また、調査内容(調査方法、調査項目等)についても、県業務課と事前協議が必要です。十分な事前協議ののち、県業務課に温泉影響調査計画書を提出していただくこととなります(要綱第5条第1項)。

#### イ 要綱第3条第2号に定める第2種地域及び同条第3号に定める第3種地域

第2種地域及び第3種地域においては、温泉影響調査を行う範囲は申請予定地点から水平距離で半径500m以内としています(要綱第4条第2項第2号)。

また、調査内容(調査方法、調査項目等)については、第1種地域と同様に県業務課との事前協議が必要です。十分な事前協議ののち、県業務課に温泉影響調査計画書を提出していただくこととなります(要綱第5条第1項)。

### (4) 既存源泉等所有者からの同意書について

#### ア 第1種地域

第1種地域においては、温泉影響調査を行う範囲内の全ての既存源泉等の所有者(温泉採取者、土地所有者等いわゆる温泉権を有する者)の同意書を許可申請書に添付することが原則となります(要綱第6条第1号)。

なお、この場合、既存源泉等所有者からの同意書には、同意者の印鑑証明が必要ですのでご注意ください。

#### イ 第2種地域及び第3種地域

申請予定地から水平距離で半径500m以内に既存源泉等がある場合、その範囲内の全ての既存源泉等の所有者の同意書を許可申請書に添付することが原則となります(要綱第6条第1号)。

なお、この場合、既存源泉等所有者からの同意書には、同意者の印鑑証明が必要ですのでご注意ください。

また、第2種地域及び第3種地域においては、要綱第6条第1号に規定する同意書が提出された場合は、温泉影響調査の実施を省略することができることとしています(要綱第4条第1項)。

**(5) 有馬地区での掘削等について**

要綱第3条第1号に定める第1種地域のうち、有馬地区において許可申請を行う際には、温泉影響調査を行う範囲内の全ての既存源泉等の所有者の同意書のほか、原則、「有馬温泉源泉保護協議会」の発行する意見書を許可申請書に添付してください(要綱第6条第2号)。そのため、同地区での掘削等を計画されている場合は、有馬温泉源泉保護協議会の事務局へご連絡願います。

**有馬温泉源泉保護協議会**

神戸市北区有馬町 790-3 (有馬温泉観光協会内) 電話：078-904-9450

**(6) 掘削許可の有効期間等**

掘削許可の有効期間は、許可の日から起算して2年です(法第5条第1項)。

有効期間の更新は、災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に掘削工事が完了しないと見込まれる場合を除き、原則認められません。

また、期間を更新する場合における「やむを得ない理由」とは、地震・台風・豪雪等の自然災害や各種行政計画による工事による遅延その他本人の責に帰することのできない事由に限定されます。

よって、「資金的に目処がつくかどうか判らないが、とりあえず申請だけはしておく。」というようなことがないようご注意ください。

**4 温泉掘削許可申請手数料**

¥120,000- (兵庫県収入証紙を貼付、又は電子納付システムによる納付 ※)

※ 温泉掘削許可申請手数料については、令和4年4月1日からクレジットカードやインターネットバンキング等で24時間いつでも納付可能な電子納付もご利用いただけます。

手数料を電子納付する場合は、納付手続後にあらかじめ登録されたメールアドレス宛てに電子納付番号が送付されますので、申請書の右上余白に電子納付番号を記載してください。

詳細については、兵庫県のホームページから確認をお願いします。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 薬・献血 > 医薬品医療機器等法、温泉法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法関係の手数料の電子納付について



(県証紙貼付欄)

様式第1号 (第2条関係)

温 泉 掘 削 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) -

電子メール

温泉利用の目的				
掘 削 地	所在及び地番			
	(住居表示)			
	地 目			
付 近 の 状 況				
工 事 の 施 工 方 法	口 径	孔 口	ミリメートル	深 さ
		孔 底	ミリメートル	
	施 工 方 法			
工 事 着 手 期 日	許可の日から 日以内			
工 事 完 了 予 定 期 日	着手の日から 日以内			
掘削のための主 要な設備の構造 及び能力	設 備 名	構 造	能 力	

申請書作成者

A 4

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 5 申請における留意点

## (1) 申請書

項目		内容等
申請者	住所	(法人の場合) 法人を証する書類と合致していること。
	氏名	同上
	電話	申請担当者に連絡のつく電話番号を記載すること。
	電子メール	申請担当者に連絡のつくメールアドレスを記載すること。
温泉利用の目的		浴用利用か飲用利用かを記載すること。(両方可)
掘削地	所在及び地番	土地の登記事項証明書と合致していること。 掘削地とは、掘削地点を意味し、同一地番であっても、掘削の地点(掘削井)ごとに申請の対象となる。
	地目	地番と住居表示が異なる場合は、地番の記載欄を2段書きとし、下段に住居表示を記載すること。
付近の状況		掘削申請地点の位置及び周辺の説明(公共機関(駅)等2か所程度からの距離、周辺状況等の説明)を記載すること。 また、掘削申請地点から半径500m以内の近接源泉及び掘削許可中の地点の有無(有の場合は位置関係及び距離)を記載すること。
工事の 施工 方法	口径	① 出来上がり内径で記載すること。 ② mm単位で小数点第1位を切り上げすること。 ※ 許可の範囲は記載の口径以下となる。
	深さ	m単位で小数点第1位を切り上げすること。 ※ 許可の範囲は、記載の深さで浅くなる。また、最低掘削深度を条件として付す場合もある。
	施工方法	① 試錐機の種類(回転式、衝撃式等)を記載すること。 ② 垂直掘り、水平掘り、斜掘りの区別を記載すること。
工事着手期日		許可の日から何日以内に工事着手するのを記載すること。 なお、許可の日から180日を超えることが想定される場合は、次回温泉部会の開催に合わせた申請とすること。
工事完了予定期日		計画に基づき記載すること。 なお、工事期間は許可日から2年以内となる旨、了解すること。
掘削のための主要な設備の構造及び能力		主要な設備である①巻揚機(ドローワークス)、②泥水ポンプ(マッドポンプ)、③やぐら、④噴出防止装置の構造及び能力について、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」を参考に記載すること。
欄外		申請書作成者の所属(社名等)、氏名、電話番号を記載すること。

## (2) 添付書類

書類	内容等
(ア) 法人の場合は、法人を証明する書類	法人登記の履歴(現在)事項全部証明書(発行後6か月以内のもの)又はその写し ※ 写しの場合は、原本も持参してください。原本照合を行った後、原本を申請者へ返却します。
(イ) 掘削地を明記した縮尺5万分の1の地形図	方位を記載した鮮明なもの。(できるだけ国土地理院が作成又はそれを複製した地形図を提出すること。)
(ウ) 掘削地点を明らかにする付近500メートル以内の平面図	① 1万分の1又は5千分の1の地図であること。 ② 近接の既存源泉等、掘削許可中の地点、方位及び半径500mの円を記載すること。 ③ 縮尺を明記すること。
(エ) 付近詳細平面図	字限図及び住宅地図等
(オ) 掘削地を使用する権利を有することを証する書類	① 土地の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) ② 土地が他人所有の場合 土地掘削承諾書又は使用に係る契約書の写し等 ③ 他法令確認書(記載例p13) ④ その他必要に応じて 他法令の許認可書の写し又は申請書受理証明書等
(カ) 欠格事項に係る誓約書	申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面(誓約書記載例p11)
(キ) 温泉利用の計画書	利用計画書及び利用施設の平面図など、申請時点で最も具体的なもの。 簡易なものの場合、再提出を指示することがあります。
(ク) 地方公共団体の場合は歳入歳出予算抄本	確約書をもっても可とする。(要:地方公共団体長の印)
(ケ) 工事等に係る誓約書	工事等に係る苦情の処理について誓約する書面 (工事に係る騒音、振動、地盤沈下、廃棄物排水対策等についての計画書を添付のこと。)(誓約書記載例p12)
(コ) 掘削地点選定理由書	※ 温泉影響調査を実施しない場合に添付。 兵庫県温泉掘削地点選定理由書作成要領(令和6年4月1日施行)に従い作成する。
(カ) 掘削孔計画断面図	深さに応じた出来上がり内径の変化(単位mmで記載)を明示すること。
(シ) 設備の配置図及び主要な設備の構造図	設備の配置図には、事務所等の附帯設備の他に、可燃性天然ガス警報設備の位置や消火器の位置、掘削口、泥水の放出口、敷地境界の位置、火気使用制限範囲、関係者以外の立入制限範囲について、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」のp5を参考に記載すること。 主要な設備である①巻揚機(ドローワークス)、②泥水ポンプ(マッドポンプ)、③やぐら、④噴出防止装置の構造図を添付すること。
(ス) 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面	ウェブサイトの兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)から「温泉掘削申請書」に進み、ダウンロードファイルを参照してください。

(セ)省令第1号の2第10号に規定する掘削時災害防止規定	ウェブサイトの兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）から「温泉掘削申請書」に進み、ダウンロードファイルを参照してください。
(ソ)温泉影響事前調査報告書	要綱及び指針に従って調査を行い、調査報告書を作成すること。
(タ)同意書	温泉影響調査の調査範囲内に既存源泉等がある場合は、全ての既存源泉等の所有者（温泉採取者、土地所有者等いわゆる温泉権を有する者）の同意書を添付すること。（同意者の印鑑証明等の添付を必要とする。）
(チ)意見書	申請地点が有馬地区の場合、有馬温泉源泉保護協議会の意見書を添付すること。

**兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）の「温泉掘削許可申請書」のページ**には、以下の様式がダウンロードできるようになっていますので、ご活用ください。

- ・ 温泉掘削許可申請書
- ・ 欠格事項に係る誓約書様式例
- ・ 工事等に係る誓約書様式例
- ・ 他法令確認書様式例
- ・ 掘削地点選定理由書様式例
- ・ 省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- ・ 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程（作成例）

提出された添付書類に、図面・グラフ等カラー印刷されたものがある場合、温泉部会の資料として使用するため、申請書とは別に当該部分のカラーコピーを30部提出していただくことがあります。

(欠格事項に係る誓約書記載例)

## 誓 約 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(申請者が個人の場合)

私は、温泉法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約します。

(申請者が法人の場合)

当法人は、温泉法第4条第1項第4号から第6号に該当しない者であることを誓約します。

(工事等に係る誓約書記載例)

## 工事に係る誓約書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(所在及び地番) \_\_\_\_\_ における温泉 (掘削・  
増掘・動力装置) 許可申請にあたり、下記について誓約します。

### 記

1. 工事に伴う一切の苦情については、申請者が責任を持って問題解決にあたること。
2. 温泉法等の関係法令を遵守し、関係機関の指示に従うこと。

(他法令確認書記載例)

## 他法令確認書

法令名 (○法○条)	許認可・届出の名称及び その必要性の有無	確認を行った機関名 ○○事務所○○課
		※ 当該法令の権限を持つ 役所で確認のこと。

## (参考) 主要関係法令

法令名 (※1)	許認可・届出の名称及び その必要の有無	確認を行う機関名 (※2)
自然公園法 (20条、21条)	特別地域又は特別保護 地区で掘削を行う 場合	兵庫県環境部自然・鳥獣共生課 他
森林法 (34条)	保安林内で掘削する 場合	各県民局(県民センター)の農林(水産)振興 事務所 他
農地法 (4条、5条)	農地において掘削す る場合	各県民局(県民センター)の農林(水産)振興 事務所、各市町農業委員会 他
河川法 (24条～27条、55条)	河川区域内で掘削す る場合	各県民局(県民センター)の土木事務所
砂防法 (4条)	砂防指定地域で掘削 する場合	各県民局(県民センター)の土木事務所

&lt;注意！&gt;

※1 その他関連のある法令として、鉱業法、海岸法及びp2で説明した工業用水法等  
があります。掘削予定地点が温泉法以外の法令により制限等を受ける土地か否か、  
申請者の責務において、十分調査してください。

※2 この例示では、確認を行う機関については、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市  
及び西宮市を除いた地域での管轄機関を示しました。

これら5市については、各市の担当部署に照会してください。

### Ⅲ 温泉増掘・動力装置許可

#### 1 許可の対象

##### (1) 増掘の場合

温泉の湧出路を増掘しようとするとき。

ここでいう増掘とは、湧出路の口径を拡張し、又は深度を増すことをいいます。

なお、純然たる浚渫（しゅんせつ）工事又はケーシングパイプの交換等は、許可の対象とはなり得ませんが、口径の拡張又は深度の増加を伴う浚渫工事等については許可を要することもあるので、ご留意願います。

##### (2) 動力装置の場合

温泉の湧出量を増加させるために動力を設置しようとするとき。

なお、動力装置の更新については、既に許可を受けて設置された装置と能力的に同等以下であり、湧出量の増加を伴わない場合は許可を要しないとされていますが、客観的判断を必要とすることから、健康福祉事務所または県薬務課とよく相談してください。

<根拠>

法第 11 条第 1 項

昭和 27 年 2 月 7 日付け国発第 20 号厚生省国立公園部長回答（宮城県衛生部長照会）

法第 11 条第 1 項

#### 2 許可の単位

##### (1) 増掘の場合

源泉ごとに許可単位とすることを原則とする。

##### (2) 動力装置の場合

源泉ごとに許可単位とすることを原則とする。（一つの源泉に二つ以上の動力装置を組み合わせる場合は、許可は一つとなる。）

#### 3 事前相談時の留意点

p4 を参照してください。

#### 4 温泉増掘・動力装置許可申請手数料

¥ 1 1 0, 0 0 0- （兵庫県収入証紙を貼付、又は電子納付システムによる納付 ※）

※ 温泉増掘・動力装置許可申請手数料については、令和 4 年 4 月 1 日からクレジットカードやインターネットバンキング等で 24 時間いつでも納付可能な電子納付もご利用いただけます。

手数料を電子で納付する場合は、納付手続後にあらかじめ登録されたメールアドレス宛てに電子納付番号が送付されますので、申請書の右上余白に電子納付番号を記載してください。詳細については、兵庫県のホームページから確認をお願いします。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 薬・献血 > 医薬品医療機器等法、温泉法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法関係の手数料の電子納付について



(県証紙貼付欄)

様式第6号 (第7条関係)

温泉 ⎓ 掘 ⎓ 動力の装置 許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) -

電子メール

(増掘動力の装置)の目的			
温泉の増掘又は動力の装置の場所	所在及び地番 (住居表示)		
付近の状況			
温泉の現在の状況	口 径	孔口 ミリメートル 孔底 ミリメートル	深さ                      メートル
	湧出量	毎分                      リットル (自噴しないときは水位                      メートル)	温度                      度 摂氏                      度                      泉質
増掘工事の施工方法	口 径	孔口 ミリメートル 孔底 ミリメートル	深さ                      メートル
	施工方法		
動力の装置	動 力	種類                      出力                      キロワット	
	ポンプ	種類                      揚程                      メートル 揚水量                      毎分                      リットル	
	揚水管	口径                      ミリメートル                      長さ                      メートル	
工事着手期日	許可の日から                      日以内		
工事完了予定期日	着手の日から                      日以内		
増掘のための主要な設備の構造及び能力	設 備 名	構 造	能 力

申請書作成者  
所 属  
氏 名  
電話番号

A 4

## 5 申請における留意点

## (1) 申請書

項 目		内 容 等
申請者	住 所	(法人の場合) 法人を証する書類と合致していること。
	氏 名	同 上
	電 話	申請担当者に連絡のつく電話番号を記載すること。
	電子メール	申請担当者に連絡のつくメールアドレスを記載すること。
増掘・動力の装置の目的		「温泉の湧出量を増加させるため」と記載すること。
温泉の増掘又は動力の装置の場所		地番と住居表示が異なる場合は、地番の記載欄を2段書きとし、下段に住居表示を記載すること。
付近の状況		申請地点の位置及び周辺の説明(公共機関(駅)等2か所程度からの距離、周辺状況等の説明)を記載すること。 また、申請地点から半径500m以内の近接源泉及び掘削許可中の地点の有無(有りの場合は位置関係及び距離)を記載すること。
温泉の現在の状況		源泉台帳と合致していること。
増掘工事の施工方法	口径	① 出来上がり内径で記載すること。 ② mm単位で小数点第1位を切り上げること。 ※ 許可の範囲は記載の口径以下となる。
	深さ	m単位で小数点第1位を切り上げること。 ※ 許可の範囲は、記載の深さで浅くなる。また、最低掘削深度を条件として付す場合もある。
	施行方法	① 試錐機の種類(回転式、衝撃式等)を記載すること。 ② 垂直掘り、水平掘り、斜掘りの区別を記載すること。
動力装置	動力	種類・出力を仕様書により記載すること。
	ポンプ	申請するポンプの種類(渦巻きポンプ、水中ポンプ、エアーリフト等)を記載し、揚程と揚水量の関係等が仕様書と合致すること。
	揚水管	使用する揚水管の口径、長さが添付の動力装置説明書と合致すること。
工事着手期日		許可の日から何日以内に工事着手するのかを記載すること。 なお、許可の日から180日を超えることが想定される場合は、次回温泉部会の開催に合わせた申請とすること。
工事完了予定期日		計画に基づき記載すること。 なお、工事期間は許可日から2年以内となる旨、了解すること。
増掘のための主要な設備の構造及び能力		主要な設備である①巻揚機(ドローワークス)、②泥水ポンプ(マッドポンプ)、③やぐら、④噴出防止装置の構造及び能力について、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」を参考に記載すること。
欄 外		申請書作成者の所属(社名等)、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 添付書類

書 類	内 容 等
(ア) 法人の場合は、法人を証明する書類	<p>法人登記の履歴(現在)事項全部証明書(発行後6か月以内のもの)又はその写し</p> <p>※ 写しの場合は、原本も持参してください。原本照合を行った後、原本を返却します。</p>
(イ) 掘削地を明記した縮尺5万分の1の地形図	<p>方位を記載した鮮明なもの。(できるだけ国土地理院が作成又はそれを複製した地形図を提出すること。)</p>
(ウ) 掘削地点を明らかにする付近500メートル以内の平面図	<p>① 1万分の1又は5千分の1の地図であること。</p> <p>② 近接の既存源泉等、掘削許可中の地点、方位及び半径500mの円を記載すること。</p> <p>③ 縮尺を明記すること。</p>
(エ) 付近詳細平面図	<p>字限図及び住宅地図等</p>
(オ) 増掘の場合掘削口計画断面図	<p>増掘の程度をわかりやすく示したもの。</p> <p>深さに応じた出来上がり内径の変化(単位mmで記載)を明示すること。</p>
(カ) 増掘の場合掘削地を使用する権利を有することを証する書類	<p>① 土地の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)</p> <p>② 土地が他人所有の場合 土地掘削承諾書又は使用に係る契約書の写し等</p> <p>③ 他法令確認書(記載例p13)</p> <p>④ その他必要に応じて他法令の許認可書の写し又は申請書受理証明書等</p>
(キ) 増掘の場合設備の配置図及び主要な設備の構造図	<p>設備の配置図には、事務所等の附帯設備の他に、可燃性天然ガス警報設備の位置や消火器の位置、掘削口、泥水の放出口、敷地境界の位置、火気使用制限範囲、関係者以外の立入制限範囲について、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」のp5を参考に記載すること。</p> <p>主要な設備である①巻揚機(ドローワークス)、②泥水ポンプ(マッドポンプ)、③やぐら、④噴出防止装置の構造図を添付すること。</p>
(ク) 増掘の場合掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面	<p>ウェブサイトの兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)から「温泉増掘・動力の装置許可申請書」に進み、ダウンロードファイルを参照してください。</p>
(ケ) 増掘の場合省令第1号の2第10号に規定する掘削時災害防止規定	<p>ウェブサイトの兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)から「温泉増掘・動力の装置許可申請書」に進み、ダウンロードファイルを参照してください。</p>
(コ) 動力装置の場合 i 動力装置設置状況図 ii 動力装置の仕様書 iii 動力装置選定理由 iv 源泉から利用施設までの簡略配管図 v 温泉利用計画書	<p>i 源泉と動力装置の設置位置関係、水位、採水地点、揚水管の口径等を記載したもの。</p> <p>ii メーカーの仕様書(又はその写し)等</p> <p>iii 原則、兵庫県揚湯試験実施要領に基づき揚湯試験を実施し、その結果等から源泉の適正揚湯量を考察し、利用計画量を勘案して動力装置の選定理由を説明するもの。</p> <p>iv 延長、口径、材質等を記載したもの。</p> <p>v 利用の目的、予定使用量を計算した計画書(源泉の適正揚湯量内であること。)</p>

(㊦)動力装置の場合 さく井柱状図	さく井地質、地下水位、井戸構造、孔内検層 等が記載されたもの。
(㊧)欠格事項に係る誓約書	申請者が法第 11 条第 2 項（動力の場合は第 3 項）において準用する法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面（誓約書記載例 p 19）
(㊨)地方公共団体の場合は 歳入歳出予算抄本	確約書であっても可とする。（要：地方公共団体長の印）
(㊩)工事等に係る誓約書	工事等に係る苦情の処理について誓約する書面 （工事に係る騒音、振動、地盤沈下、廃棄物排水対策等についての計画書を添付のこと。）（誓約書記載例 p 12）
(㊪)温泉影響事前調査報告書	要綱及び温泉影響調査指針に従って調査を行い、調査報告書を作成すること。
(㊫)同意書	温泉影響調査の調査範囲内に既存源泉等がある場合は、全ての既存源泉等の所有者（温泉採取者、土地所有者等いわゆる温泉権を有する者）の同意書を添付すること。（同意者の印鑑証明等の添付を必要とする。）
(㊬)意見書	申請地点が有馬地区の場合、有馬温泉源泉保護協議会の意見書を添付すること。

**兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）**の「温泉増掘・動力装置許可申請書」のページには、以下の様式がダウンロードできるようになっていますので、ご利用ください。

- ・ 温泉増掘・動力装置許可申請書
- ・ 他法令確認書様式例
- ・ 欠格事項に係る誓約書様式例
- ・ 温泉動力選定理由書（記載例）
- ・ 兵庫県揚湯試験実施要領
- ・ 省令第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- ・ 省令第 1 条の 2 第 10 号に規定する掘削時災害防止規程（作成例）

提出された添付書類に、図面・グラフ等カラー印刷されたものがある場合、温泉部会の資料として使用するため、申請書とは別に当該部分のカラーコピーを 30 部提出していただくことがあります。

(欠格事項に係る誓約書記載例)

## 誓 約 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(申請者が個人の場合)

私は、温泉法第 11 条第 2 項 (動力の場合は第 3 項) において準用する、第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当しない者であることを誓約します。

(申請者が法人の場合)

当法人は、温泉法第 11 条第 2 項 (動力の場合は第 3 項) において準用する、第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号に該当しない者であることを誓約します。

#### IV 工事完了・工事廃止届

##### 1 届出の対象

###### (1) 工事完了届

温泉掘削、増掘、動力装置の許可を受けた者がその工事を完了したとき。

掘削・増掘の完了とは、次のことを指します。

ア 許可のあった掘削深度の範囲内で温泉が湧出し、許可を受けた者が、掘削工事が完了したと認識したとき。

イ 許可のあった掘削深度の限度まで掘削したものの、温泉が湧出なかったとき。

###### (2) 工事廃止届

温泉掘削、増掘、動力装置の許可を受けた者がその工事を廃止したとき。

廃止とは、次のことを指します。

ア 工事に着手しなかった場合。

イ (掘削・増掘の場合) 許可のあった掘削深度の限界まで掘削を続けることなく、温泉が湧出しない状態で、許可を受けた者が工事を終了させた場合。

<根拠>

法第8条

法第8条





## 2 届出における留意点

### (1) 届出書

項 目		内 容 等	
届出者	住 所	許可書と合致していること。	
	氏 名	同 上	
	電 話	届出担当者に連絡のつく電話番号を記載すること。	
	電子メール	届出担当者に連絡のつくメールアドレスを記載すること。	
許可年月日及びその番号		許可書と合致していること。	
許可に係る工事の土地の所在、地番及び地目		同 上 地番と住居表示が異なる場合は、地番の記載欄を2段書きとし、下段に住居表示を記載すること。	
工事の完了又は廃止の年月日		工事完了日又は廃止日とは、 ① 未着手の場合は、許可を受けた者が工事に着手しないことを決定した日。 ② 温泉掘削・増掘の場合は、温泉を湧出させることを目的とした工事の終了日を指し、通常、掘削やぐらの撤去作業を終えていることを含む。 掘削やぐらを残して完了とする場合は、その理由を書面にて報告すること。 ③ 動力装置の場合は、据え付け後の稼働確認を終えた日。	
工事完了・廃止時の状況	掘削・増掘	口径	許可の範囲内であること。
		深さ	同 上
		温泉湧出	温泉法第2条に基づく温泉が湧出したか否かを記載すること。温泉が湧出した場合には泉質を記載すること。
		湧出量	登録分析機関による温泉成分分析結果に基づき記載すること。
		温度	同 上
	動力装置	許可の範囲内であること。	
工事廃止の理由		理由を簡略に記載すること。	
欄外記載	届出担当者	届出書作成者の所属(社名等)、氏名、電話番号を記載すること。	
	源泉名	希望源泉名を記載すること。なお、商標登録等他法令に抵触しないことを届出者の責において確認してください。	



(2) 添付書類

書 類		内 容 等
(ア) 工事完了又は廃止の際の写真		<p>工事着手から完了までの結果の概略が判る写真を添付すること。</p> <p>(着手前、着手時、ボーリング開始時・終了時、各ケーシング材料検認・挿入開始時・終了時、ポンプ検認、揚水管検認、工事終了後全景、等)</p>
(イ) 掘削工事等の施工業者の所在地、名称、担当者氏名及び連絡先		元請け・下請けのある場合は、担当者は、工事内容につき責任を持って説明できる者について記載すること。
(ウ) 可燃性天然ガスの測定報告書【掘削・増掘工事完了の場合】		<p>① 測定年月日、測定場所、測定者、測定値等を記載すること。</p> <p>② 検出を認めない場合もその旨報告する。</p>
(エ) 温泉掘削孔柱状図【掘削・増掘工事完了の場合】		深さに応じた出来上がり内径の変化(単位mmで記載)、採水位置(ストレーナー位置)、地層を明示すること。
(オ) 可燃性天然ガスの警報設備による警報の作動の状況【掘削・増掘工事完了の場合】		可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」を参考に記載すること。
(カ) 点検の作業の結果【掘削・増掘工事完了の場合】	掘削口等周辺の空気中のメタンの濃度の測定結果	環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」を参考に記載すること。
	可燃性天然ガス濃度の噴出の兆候の有無	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」を参考に記載すること。
	湧出路の洗浄を行うにあたっての可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合、環境省作成リーフレット「温泉掘削での可燃性天然ガス事故を防ぐために」を参考に記載すること。
(キ) 温泉成分分析書の写し【掘削工事完了の場合】		登録分析機関による分析書であること。

### 3 源泉名の取扱いについて

源泉名は、省令第10条第1項の規定により、利用施設が掲示しなければならない項目の一つとなっています。しかしながら、本県においては源泉名に係る規定等がなく、県規則で定める工事完了届の様式にも源泉名の記載欄がありません。

そのため、本県では次のとおり取り扱っています。

なお、いずれの場合においても、商標登録等、他法令に抵触しないことを届出者の責において確認してください。

#### (1) 新源泉の場合

工事完了届の際に、欄外記載として、源泉名を記載する。(あらかじめ源泉名を決定し、その源泉名を用いて分析依頼を行ってください。)

#### (2) 既存源泉の場合

ア 県が管理する源泉台帳に源泉名の記載がない場合

希望する源泉名を用いて定期的な温泉成分分析の依頼を行い、分析後に提出する掲示内容届において、必ず源泉名を記載する。

イ 県が管理する源泉台帳に記載された名称と異なる名称を用いたい場合

希望する源泉名を用いて定期的な温泉成分分析の依頼を行い、分析後に提出する掲示内容届において、その源泉名を記載する。

※ 源泉台帳に記載された源泉名がわからない場合は、健康福祉事務所または県薬務課にお問い合わせください。

源泉名については、その名称を工事完了届の後に変更しても、温泉法上の変更届の対象とはなりません。

また、変更した名称を健康福祉事務所又は県薬務課に届出等せずに使用しても温泉法違反とはなりません。

しかしながら、前述のとおり掲示義務項目の一つであることから、定期的な温泉成分分析の機会を捉えて、掲示内容届として源泉名を明記していただきます。

### ご相談窓口

兵庫県保健医療部薬務課 薬務指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-362-3268 (直通)